○確認事務の委託の手続等に関する事務処理要領の制定について（通達）

平成２１年１２月２２日

福岡県警察本部内訓第４４号

本部長

改正　平成２４年７月６日本部内訓第１９号

平成２６年２月２８日本部内訓第４号

平成２７年３月２７日本部内訓第１３号

平成２８年３月２９日本部内訓第２２号

令和元年１２月１３日本部内訓第３７号

この度、確認事務の委託の手続等に関する事務処理要領を下記のとおり制定し、平成２２年１月１日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

目次

第１　趣旨

第２　定義

第３　各種申請に必要な添付書類等

第４　手数料の徴収

第５　警察署において申請があった場合の措置

第６　登録等の申請の受理及び審査

第７　登録等、適合命令及び登録の取消し

第８　報告及び検査

第９　講習関係事務

第１０　駐車監視員資格者証交付関係事務

第１１　受理番号の指定

第１２　関係書類の保存

第１　趣旨

この内訓は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。以下「法」という。）、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成１６年国家公安委員会規則第２３号。以下「委託規

則」という。）、福岡県道路交通法施行細則（昭和４７年福岡県公安委員会規則第７号。以下「細則」という。）その他別に定めがあるもののほか、法第５１条の８第１項に規定する確認事務（以下「確認事務」という。）の委託の手続等に関する事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

１　登録　法第５１条の８第１項に規定する福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の登録をいう。

２　講習　法第５１条の１３第１項第１号イに規定する講習をいう。

第３　各種申請に必要な添付書類等

各種申請に必要な添付書類等は、各種申請に必要な添付書類等（別表第１）のとおりとする。

第４　手数料の徴収

１　手数料の徴収

交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）の長（以下「交通指導課長」という。）又は警察署長は、次に掲げる申請（講習の受講の申込みを含む。以下同じ。）を受理するに当たっては、福岡県警察関係手数料条例（平成１２年福岡県条例第４８号）第１２条の２の規定により次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれに定める手数料を納付させるものとする。

（１）　登録の申請　確認事務法人登録申請手数料

（２）　登録の更新（法第５１条の８第６項の規定による登録の更新をいう。以下同じ。）の申請　確認事務法人登録更新申請手数料

（３）　駐車監視員資格者証の交付の申請　駐車監視員資格者証交付申請手数料

（４）　講習の受講の申込み　駐車監視員資格者講習受講手数料

（５）　認定（法第５１条の１３第１項第１号ロの規定により公安委員会が放置車両の確認等に関し講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認めることをいう。以下同じ。）の申請　駐車監視員資格者認定申請手数料

（６）　駐車監視員資格者証の書換え交付の申請　駐車監視員資格者証書換交付申請手

数料

（７）　駐車監視員資格者証の再交付の申請　駐車監視員資格者証再交付申請手数料

２　徴収方法

１に掲げる手数料は、福岡県領収証紙条例（昭和３９年福岡県条例第４８号）第２条第１項の規定により福岡県領収証紙（同条例第１条に規定する福岡県領収証紙をいう。）により納付させ徴収するものとする。

（平２６本部内訓４・本項一部改正）

第５　警察署において申請があった場合の措置

警察署長は、申請があった場合は、次により措置するものとする。

１　申請に係る書類（以下「申請書等」という。）の提出があった場合は、記載漏れの有無、添付書類の有無等形式上の要件について確認すること。

２　１の規定による確認の結果、形式上の要件に適合しない場合は、速やかに行政手続法（平成５年法律第８８号）第７条の規定により補正を求めること。

３　登録又は登録の更新（以下「登録等」という。）の申請を受理するに当たっては、当該申請者に対し、法第５１条の８第３項各号のいずれかに該当する法人は、登録等を受けることができない旨を説明し、これを確認させること。

４　駐車監視員資格者証の交付の申請、講習の受講の申込み又は認定の申請を受理するに当たっては、当該申請者（講習の受講申込者を含む。以下同じ。）に対し、法第５１条の１３第１項第２号イからハまでに掲げる者のいずれかに該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない旨を説明し、これを確認させること。

５　１の規定による確認の結果、形式上の要件に適合する場合は、第４に定めるところにより手数料を納付させた上、これを受理するとともに、交通指導課長に電話連絡して第１１の規定による受理番号の指定を受けること。

６　５の規定により申請を受理した場合は、申請の別に区分した確認事務関係申請受理・手数料徴収簿（様式第１号）に所定事項を記載し、速やかに当該申請書等を交通指導課長に送付すること。

７　駐車監視員資格者証の交付（書換え交付及び再交付を含む。）について、申請者が郵送による交付を希望する場合は、当該郵送に要する郵便切手の提出を求め、当該申請書

等と併せて交通指導課長に送付すること。

（平２６本部内訓４・本項一部改正）

第６　登録等の申請の受理及び審査

交通指導課長は、登録等の申請の受理及び審査については、次により行うものとする。

１　登録等の申請の受理

（１）　／登録／登録更新／申請書（細則様式第２３号）の提出があった場合は、第５の１から３まで及び第５の５の規定に準じて措置すること。

（２）　登録等の申請を受理した場合は、登録・登録更新申請受理簿（様式第２号）及び確認事務関係申請手数料徴収簿（様式第３号）に所定事項を記載すること。

（３）　第５の６の規定により警察署長から／登録／登録更新／申請書の送付を受けた場合は、第１１の規定による受理番号を指定する際に登録・登録更新申請受理簿に記載した所定事項を確認すること。

２　登録等の申請の審査

登録等の申請を受理したとき又は警察署長から／登録／登録更新／申請書の送付を受けたときは、法第５１条の８第３項各号に掲げる法人のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書（様式第４号）に関し、次により厳格な審査を行うこと。

（１）　法人審査

法第５１条の８第３項第１号に規定する法人の審査は、次により行うこと。

ア　法人の実在性

申請に係る法人の実在性は、定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）第１０条第１項に規定する登記事項証明書をいう。以下「商業登記事項証明書」という。）又はこれらに準ずる書類を確認することにより判断すること。

イ　第１号関係

法第５１条の８第３項第１号に該当するかどうかについては、登録簿（様式第５号）又は第７の４の（７）に規定する通報書を確認することにより判断すること。

（２）　役員審査

法第５１条の８第３項第２号に規定する役員の審査等は、役員名簿（様式第６号）

に記載された役員について行うこと。

ア　第２号イ関係

（ア）　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第５号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第３０条の４５に規定する国籍等）が記載されたものに限る。以下同じ。）

（イ）　法第５１条の８第３項第２号イに規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するかどうかについては、本籍地（外国人については、居住地）の市区町村長に対して身上調査照会書（様式第７号）により照会を行い、同照会に対する身上調査照会回答書（様式第８号）を確認することにより判断すること。

イ　第２号ロ関係

（ア）　法第５１条の８第３項第２号ロに規定する「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者」に該当するかどうかについては、日本人の場合は身上調査照会回答書を、外国人の場合は昭和以降の出生者にあっては福岡地方検察庁に、大正以前の出生者にあっては東京地方検察庁に対して、前科調査について（照会）（様式第９号）により照会を行い、同照会に対する前科調査について（回答）（様式第１０号）を確認することにより判断すること。

（イ）　法第５１条の８第３項第２号ロに規定する「法第１１９条の２第１項第３号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者」に該当するかどうかについては、警察庁から定期的に提供される「法第５１条の８第３項第２号ロに規定する同法第１１９条の２第１項第３号の罪に係る欠格事由の該当者」の一覧表により照合を行い、判断すること。この場合において、当該欠格事由に該当すると認められる場合は、本籍地を管轄する地方検察庁に対して、前科調査について（照会）により照会を行い、同照会に対する前科調査について（回答）を確認すること。

ウ　第２号ハ関係

法第５１条の８第３項第２号ハに規定する者に該当するかどうかについては、役

員が次に掲げる者のいずれかに該当する者であるかどうかを暴力団対策部組織犯罪対策課の長（以下「組織犯罪対策課長」という。）に照会を実施して確認することにより、判断すること。この場合において、該当する旨の回答を得た場合は、必要に応じ家族、知人等に対する聞込み調査を行うこと。

（ア）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

（イ）　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（法第５１条の８第３項第２号ハに該当しないと認める特段の事情がある者を除く。）

（ウ）　暴対法第２条第２項に規定する暴力団以外の犯罪組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められるもの

（エ）　過去１０年間に委託規則第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

エ　第２号ニ関係

法第５１条の８第３項第２号ニに規定するものに該当するかどうかについては、暴対法第１２条若しくは第１２条の６の規定による命令又は暴対法第１２条の４第２項の規定による指示を受けた者であるかどうかを組織犯罪対策課長に照会を実施して確認することにより判断すること。

オ　第２号ホ関係

法第５１条の８第３項第２号ホに規定する中毒者に該当するかどうかについては、医師の診断書（様式第１１号）を確認することにより判断すること。この場合において、診断書の内容の不明部分については、当該診断書を発行した医師に対して照会を行うほか、必要に応じ面接調査及びその家族、知人等に対する聞込み調査によって確認を行い、更に不審点があれば専門医への診断を求め、その結果を踏まえて判断すること。

カ　第２号ヘ関係

法第５１条の８第３項第２号へに規定するものに該当するかどうかについては、オの規定に準じて審査等を行い、判断すること。

（３）　登録基準

法第５１条の８第４項各号に掲げる要件に適合しているかどうかの確認は、次のとおり行うこと。

ア　第１号関係

法第５１条の８第４項第１号の確認は、誓約書（様式第１２号）により書面審査を行い、必要がある場合は実地調査を行うこと。

イ　第２号関係

法第５１条の８第４項第２号の確認は、申請に係る法人が現に保有している少なくとも２人以上の駐車監視員資格者証保有者の駐車監視員資格者証の写しを提出させることにより書面審査を行い、必要がある場合は聞込み調査を行うこと。

ウ　第３号関係

法第５１条の８第４項第３号の確認は、商業登記事項証明書又はこれに準ずるものにより書面審査を行い、必要がある場合は実地調査を行うこと。

（平２４本部内訓１９・平２６本部内訓４・平２７本部内訓１３・令元本部内訓３７・本項一部改正）

第７　登録等、適合命令及び登録の取消し

交通指導課長は、登録等、適合命令及び登録の取消しについては、次により行うものとする。

１　登録等

（１）　登録等の申請の上申

登録等の申請を受理し、又は警察署長から／登録／登録更新／申請書の送付を受けたときは、必要な審査を行い、速やかに交通部長に上申すること。

（２）　登録簿への登載

上申に係る登録等の申請について登録等が決定されたときは、登録簿に所定事項を記載すること。

２　登録等に係る審査結果の通知

上申に係る登録等の申請についてその決定を受けたときは、申請者に対し、登録等をすることとしたものについては登録・登録更新通知書（様式第１３号）を、登録等をしないこととしたものについては登録・登録更新申請に関する通知書（様式第１４号）を交付することにより審査した結果の通知を行うこと。

３　適合命令

（１）　登録を受けた法人（以下「登録法人」という。）が法第５１条の８第４項各号に定める登録基準のいずれかに適合しなくなった旨を認知した場合においては、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の必要性等を考慮して、当該事実に応じた必要な措置を命ずる必要があると認めるときは、交通部長に上申すること。

（２）　適合命令の手続を行おうとする場合は、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成６年国家公安委員会規則第２６号）において定めるところにより弁明の機会の付与を行うこと。

（３）　適合命令が決定された場合は、措置命令書（様式第１５号）により、その登録法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずる手続をとるものとすること。

４　登録の取消し

（１）　登録法人が法第５１条の１０各号のいずれかに該当することを認知した場合においては、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否及び見込み、再発のおそれ、当該登録法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情について厳格な審査を行い、登録の取消しが必要であると認めるときは、公安委員会に上申すること。

（２）　登録の取消しの手続を行おうとするときは、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において定めるところにより聴聞を行うこと。

（３）　登録の取消しが決定されたときは、当該登録法人に対し登録取消処分通知書（様式第１６号）を交付する手続をとること。

（４）　登録取消処分通知書に理由を記載する場合には、法第５１条の１０各号の規定のいずれの規定に該当するものであるか（同条第１号に該当することを理由として登録の取消しを行うときは、法第５１条の８第３項第２号イからへまでの規定のいずれの規定に該当するものであるかを、法第５１条の１０第４号に該当することを理由と

して登録の取消しを行うときは、法第５１条の１２第２項から第４項までの規定のいずれの規定に違反したものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた理由を具体的に記載すること。

（５）　登録取消処分通知書を交付した場合には、登録簿に必要事項を追記すること。

（６）　登録を取り消された場合には、警察庁交通局交通指導課長、警視庁交通部長及び各都道府県警察本部長に対し、道路交通法第５１条の１０の規定に基づく登録の取消しについて（通報）（様式第１７号）により、速やかに通報すること。

（７）　他の都道府県警察から登録の取消しに関する通報書の送付を受けた場合は、確実に登録簿に編てつし、登録等の申請の審査の資料とすること。

（平２６本部内訓４・本項一部改正）

第８　報告及び検査

交通指導課長は、登録法人に対する報告要求若しくは資料の提出要求又は立入検査については、次により行うものとする。

１　報告要求又は資料の提出要求

（１）　法第５１条の１１第１項の規定により登録法人に対しその業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（様式第１８号）を交付して行うこと。

（２）　報告又は資料の提出を受けるに当たっては、当該登録法人から報告・資料提出書（様式第１９号）を徴すること。

２　立入検査

（１）　立入検査を行う者の指定

立入検査を行う場合は、その都度、原則として交通指導課の警察職員及び警察署において交通指導課の分掌事務を所掌する課の警察職員のうちから指定すること。

（２）　立入検査の報告

立入検査を実施したときは、速やかに立入検査実施結果報告書（様式第２０号）により警察本部長に報告すること。

（３）　立入検査実施上の留意事項

ア　立入検査の実施に当たっては、法の施行に必要な限度で行い得るものであること

から、法の目的の範囲内において必要最小限度で行うこと。

イ　登録法人について、他の都道府県警察の管轄区域内に所在する事務所も立入検査を行う必要がある場合は、当該他の都道府県警察と緊密に連絡を行うこと。

ウ　立入検査に従事する警察職員は、事前に関係法令の研さんに努め、立入検査の円滑かつ効果的な実施を図ること。

エ　立入検査は、原則として昼間（日の出から日没までの時間をいう。）に実施すること。

オ　立入検査は、登録法人の責任者又はこれに代わるべき者の立会いの下に実施すること。

カ　立入検査を行う警察職員は、その身分を示す証票として警察手帳又は警察職員身分証明書を携帯し、関係者の請求に応じ、これを提示すること。

（平２６本部内訓４・本項一部改正）

第９　講習関係事務

交通指導課長は、講習については、次により行うものとする。

１　講習の公示

講習を行おうとするときは、講習日の３０日前までに委託規則第６条の規定による公示を行うこと。この場合において、福岡県警察がインターネット上に開設するホームページにその公示事項を掲載するとともに、事前に登録又は受託を希望する法人の把握に努め、関係団体等を通じて公示事項の周知を図ること。

２　事前準備

（１）　講習責任者の選任

講習の円滑かつ効果的な運用を図るため、次の事務を行う講習責任者を選任するものとし、原則として交通指導課の警部以上の階級にある警察官をもって充てること。

ア　講習計画の作成に関すること。

イ　講習の実施の管理に関すること。

ウ　講習における修了考査（以下「修了考査」という。）の合否の判定に関すること。

エ　警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

（２）　講習計画の作成等

ア　講習の実施に当たっては、あらかじめ次の事項に留意し、講習計画を作成すること。

（ア）　講習細目は、修得すべき知識の順序、難易等を考慮して、受講者が理解しやすいように配列されていること。

（イ）　講習項目ごとに所要時間、講師の氏名、講習補助員の人数、使用する教材並びに配置すべき視聴覚教材の種類及び数量が示されていること。

イ　講習項目、講習時間の配分等は、駐車監視員資格者講習実施細目基準（別表第２）に準拠すること。

ウ　講師は、講習項目に応じて、知識経験を有し、かつ、教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てること。

エ　講習において使用する教材は、教本又は視聴覚教材等であること。

３　受講の申込みの受理及び駐車監視員資格者講習受講票の交付

（１）　駐車監視員資格者講習受講申込書（細則様式第２４号）の提出があった場合は、第５の１、２、４及び５の規定に準じて措置し、これを受理すること。

（２）　（１）の規定により講習の受講の申込みを受理した場合は、駐車監視員資格者講習受講申込受理・講習結果簿（様式第２１号）及び確認事務関係申請手数料徴収簿に所定事項を記載すること。

（３）　第５の６の規定により警察署長から駐車監視員資格者講習受講申込書の送付を受けた場合においては、第１１の規定による受理番号を指定する際に駐車監視員資格者講習受講申込受理・講習結果簿に記載した所定事項を確認すること。

（４）　（１）の規定により講習の受講の申込みを受理した場合又は（３）の規定により駐車監視員資格者講習受講申込書の送付を受けた場合は、速やかに駐車監視員資格者講習受講票（様式第２２号）を作成し、申請者に交付すること。

４　出席状況の確認

講習を実施する場合は、駐車監視員資格者講習受講申込受理・講習結果簿により受講者の出席状況を確認すること。

５　講習の実施

（１）　講習は、講習計画に従い適切かつ効果的に実施すること。

（２）　講習は、ビデオ、スライド等視聴覚教材を積極的に活用し、より講習効果の高いものとすること。

（３）　講習補助員に対して、資料の配布、視聴覚教材の設置及び操作、受講者の対応その他講師が指示する事項を行わせること。

６　修了考査の実施

（１）　修了考査は、講習の最終日に、修了考査の実施基準（別表第３）により実施すること。

（２）　修了考査を実施した場合は、その結果を駐車監視員資格者講習受講申込受理・講習結果簿に記載すること。

７　駐車監視員資格者講習修了証明書の交付

（１）　修了考査の合格者については、速やかに駐車監視員資格者講習修了証明書（委託規則別記様式第１号。以下「修了証明書」という。）を交付すること。

（２）　修了証明書の交付に当たっては、／駐車監視員資格者講習修了証明書／認定書／交付・再交付簿（様式第２３号）に所定事項を記載して交付すること。この場合において、修了証明書は、講習を修了した証明であって、駐車監視員資格を証するものではないことを修了考査の合格者に対し説明するとともに、駐車監視員資格者証の交付の申請手続について教示すること。

８　修了証明書の再交付

（１）　／駐車監視員資格者講習修了証明書／認定書／再交付申請書（細則様式第２９号）の提出があった場合は、第５の１、２及び５の規定に準じて措置し、これを受理すること。

（２）　（１）の規定により／駐車監視員資格者講習修了証明書／認定書／再交付申請書を受理した場合は、／駐車監視員資格者講習修了証明書／認定書／交付・再交付簿に所定事項を記載するとともに、新たな修了証明書を作成し、申請者に交付すること。

（３）　第５の６の規定により警察署長から／駐車監視員資格者講習修了証明書／認定書／再交付申請書の送付を受けた場合においては、第１１の規定による受理番号を指定する際に／駐車監視員資格者講習修了証明書／認定書／交付・再交付簿に記載した所定事項を確認し、新たな修了証明書を作成し、申請者に交付すること。

（４）　修了証明書の再交付に当たっては、申請者に対し、亡失し、又は滅失した修了証明書を速やかに返納するよう指導すること。

９　認定関係事務

（１）　認定申請書（細則様式第２５号）の提出があった場合は、第５の１、２、４及び５の規定に準じて措置し、これを受理すること。

（２）　（１）の規定により認定の申請を受理した場合は、認定申請受理・認定考査結果簿（様式第２４号）及び確認事務関係申請手数料徴収簿に所定事項を記載すること。

（３）　第５の６の規定により警察署長から認定申請書の送付を受けた場合においては、第１１の規定による受理番号を指定する際に認定申請受理・認定考査結果簿に記載した所定事項を確認すること。

（４）　（１）の規定により認定の申請を受理した場合又は（３）の規定により認定申請書の送付を受けた場合は、速やかに駐車監視員資格者認定考査受検票（様式第２５号）を作成し、申請者に交付すること。

（５）　法第５１条の１３第１項第１号ロに規定する者かどうかを審査する考査（以下「認定考査」という。）は、修了考査の実施基準に準じて実施すること。

（６）　認定考査を実施した場合は、その結果を認定申請受理・認定考査結果簿に記載すること。

（７）　認定考査の合格者については、速やかに認定書（委託規則別記様式第２号）を交付すること。

（８）　認定書の交付に当たっては７の（２）の規定に準じて行い、再交付に当たっては８の規定に準じて行うこと。

（平２６本部内訓４・平２７本部内訓１３・本項一部改正）

第１０　駐車監視員資格者証交付関係事務

交通指導課長は、駐車監視員資格者証交付関係事務については、次により行うものとする。

１　駐車監視員資格者証の交付申請の受理

（１）　駐車監視員資格者証交付申請書（細則様式第２６号）の提出があった場合は、第５の１、２、４、５及び７の規定に準じて措置し、これを受理すること。

（２）　（１）の規定により駐車監視員資格者証の交付の申請を受理した場合は、駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿（様式第２６号）及び確認事務関係申請手数料徴収簿に所定事項を記載すること。

（３）　第５の６の規定により警察署長から駐車監視員資格者証交付申請書の送付を受けた場合においては、第１１の規定による受理番号を指定する際に駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿に記載した所定事項を確認すること。

２　駐車監視員資格者証の交付の欠格事由の審査

駐車監視員資格者証の交付の申請を受理したときは、法第５１条の１３第１項第２号に規定する者に該当しないことを誓約する誓約書（様式第２７号）に関し、次により厳格な審査を行うこと。

（１）　法第５１条の１３第１項第２号イに規定する者に該当するかどうかについては、住民票の写しにより書面審査を行うこと。

（２）　法第５１条の１３第１項第２号ロに規定する者に該当するかどうかについては、第６の２の（２）の規定に準じて書面審査等を行うこと。

（３）　法第５１条の１３第１項第２号ハに規定する者に該当するかどうかについては、駐車監視員資格者証交付者名簿（様式第２８号）及び他の都道府県警察からの通報による法第５１条の１３第２項の規定による返納命令に関する書面を確認することにより審査を行うこと。

３　駐車監視員資格者証の交付

２の審査により、欠格要件に該当しない場合は、駐車監視員資格者証交付者名簿に所定事項を記載して駐車監視員資格者証（委託規則別記様式第３号）を交付し、欠格要件に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付の申請に関する通知書（様式第２９号）を交付すること。

４　駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付

（１）　書換え交付

ア　駐車監視員資格者証書換え交付申請書（細則様式第２７号）の提出があった場合は、第５の１、２、５及び７の規定に準じて措置し、これを受理すること。この場合において、書換えの事実を確認するに足りる資料として、住民票の写し、運転免

許証その他の身分証明書の提示又は提出を求め、確認すること。

イ　アの規定により駐車監視員資格者証の書換え交付の申請を受理した場合は、駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿及び確認事務関係申請手数料徴収簿に所定事項を記載するとともに、新たな駐車監視員資格者証を作成し、申請者に交付すること。

ウ　第５の６の規定により警察署長から駐車監視員資格者証書換え交付申請書の送付を受けた場合においては、第１１の規定による受理番号を指定する際に駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿に記載した所定事項を確認するとともに、新たな駐車監視員資格者証を作成し、申請者に交付すること。

エ　提出を受けた変更前の駐車監視員資格者証は、確実に廃棄すること。

オ　駐車監視員資格者証の書換え交付を行った場合には、確実に駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記すること。

（２）　再交付

ア　駐車監視員資格者証再交付申請書（細則様式第２８号）の提出があった場合は、第５の１、２、５及び７の規定に準じて措置し、これを受理すること。

イ　アの規定により駐車監視員資格者証再交付申請書を受理した場合は、駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿及び確認事務関係申請手数料徴収簿に所定事項を記載するとともに、新たな駐車監視員資格者証を作成し、申請者に交付すること。

ウ　第５の６の規定により警察署長から駐車監視員資格者証再交付申請書の送付を受けた場合においては、第１１の規定による受理番号を指定する際に駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿に記載した所定事項を確認するとともに、新たな駐車監視員資格者証を作成し、申請者に交付すること。

エ　駐車監視員資格者証の再交付を行った場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記すること。

オ　駐車監視員資格者証の再交付に当たっては、申請者に対し、亡失し、又は滅失した駐車監視員資格者証を速やかに返納するよう指導すること。

５　駐車監視員資格者証の返納の命令

（１）　駐車監視員資格者証の交付を受けた者が、法第５１条の１３第２項各号のいずれかに該当することを認知した場合であって、当該事実が発生するに至った背景、当

該事実の是正の可否及び見込み、再発のおそれ等の諸般の事情を勘案し、返納の命令を行う必要があると認められたときは、交通部長に上申すること。

（２）　駐車監視員資格者証の返納の命令を行おうとする場合は、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において定めるところにより聴聞を行うこと。

（３）　返納の命令が決定された場合は、駐車監視員資格者証返納命令書（様式第３０号）を対象者に交付すること。

（４）　駐車監視員資格者証返納命令書に理由を記載する場合には、法第５１条の１３第２項各号の規定のいずれの規定に該当するものであるか（同項第１号に該当することを理由として返納の命令を行うときは、法第５１条の８第３項第２号イからへまでの規定のいずれの規定に該当するものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた理由を具体的に記載すること。

（５）　駐車監視員資格者証返納命令書を交付した場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記し、実際に返納を受けた場合には、その旨を追記すること。

（６）　法第５１条の１３第２項第２号又は第３号に該当することを理由として、返納の命令が行われた場合には、警察庁交通局交通指導課長、警視庁交通部長及び各都道府県警察本部長に対し、道路交通法第５１条の１３第２項の規定に基づく返納命令について（通報）（様式第３１号）により、速やかに通報すること。

（７）　他の都道府県警察から返納の命令に関する通報書の送付を受けた場合には、確実に駐車監視員資格者証交付者名簿に編てつし、駐車監視員資格者証の交付の申請の審査の資料とすること。

（平２４本部内訓１９・平２６本部内訓４・平２７本部内訓１３・令元本部内訓３７・本項一部改正）

第１１　受理番号の指定

交通指導課長は、各種申請を受理した場合又は警察署長から各種申請の受理に係る電話連絡を受けた場合は、登録・登録更新申請受理簿、駐車監視員資格者講習受講申込受理・講習結果簿及び駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿に所定の事項を記載するとともに、受理番号を指定するものとする。

（平２６本部内訓４・本項一部改正）

第１２　関係書類の保存

１　交通指導課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
登録簿	登録・登録更新申請受理簿	５年
	登録簿	
	他の都道府県から送付を受けた登録の取消しに関する通報書	
登録申請簿	／登録／登録更新／申請書	
	誓約書（法第５１条の８第３項関係）	
	役員名簿	
	身上調査照会回答書	
	前科調査について（回答）	
	診断書	
	誓約書（法第５１条の８第４項第１号関係）	
確認事務関係申請手数料徴収簿（登録・登録更新申請）	確認事務関係申請手数料徴収簿（登録・登録更新申請）	
確認事務関係申請手数料徴収簿（駐車監視員資格者講習受講申込み）	確認事務関係申請手数料徴収簿（駐車監視員資格者講習受講申込み）	
確認事務関係申請手数料徴収簿（認定申請）	確認事務関係申請手数料徴収簿（認定申請）	
確認事務関係申請手数料徴収簿（駐車監視員資格者証交付関係申請）	確認事務関係申請手数料徴収簿（駐車監視員資格者証交付申請）	
報告・資料提出要求、立入検査簿	報告・資料提出要求書（写し）	３年
	報告・資料提出書	
	立入検査実施結果報告書	

駐車監視員資格者講習受講申込受理・講習結果簿	駐車監視員資格者講習受講申込受理・講習結果簿	１年
	駐車監視員資格者講習受講申込書	
駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）交付・再交付簿	／駐車監視員資格者講習修了証明書／認定書／交付・再交付簿	
	／駐車監視員資格者講習修了証明書／認定書／再交付申請書	
認定申請受理・認定考査結果簿	認定申請受理・認定考査結果簿	
	認定申請書	
	職歴証明書等	
駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿	駐車監視員資格者証交付関係申請受理簿	
駐車監視員資格者証交付申請簿	駐車監視員資格者証交付申請書	
	駐車監視員資格者証書換え交付申請書	
	駐車監視員資格者証再交付申請書	
	診断書	
	誓約書（法第５１条の１３第１項第２号関係）	
	駐車監視員資格者講習修了証明書	
	認定書	
駐車監視員資格者証交付者名簿	駐車監視員資格者証交付者名簿	長期
	他の都道府県から送付を受けた返納の命令に関する通報書	

２　警察署に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
確認事務関係申請受理・手数料徴収簿	確認事務関係申請受理・手数料徴収簿	５年
	／登録／登録更新／更新申請書（写し）	
	認定申請書（写し）	

	駐車監視員資格者講習受講申込書（写し）	
	／駐車監視員資格者講習修了証明書／認定書／再交付申請書（写し）	
	駐車監視員資格者証交付申請書（写し）	
	駐車監視員資格者証書換え交付申請書（写し）	
	駐車監視員資格者証再交付申請書（写し）	

（平２６本部内訓４・本項一部改正）